

宇治市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和7年1月27日

宇治市監査委員

池 上 哲 朗

松 岡 ゆかり

堀 明 人

- 1 監査の結果を公表した日
令和6年12月27日（宇治市監査委員公表第15号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 教育委員会 教育総務課

監査期間 令和6年9月2日～令和6年10月22日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	<p>中学校施設使用料収入状況について</p> <p>使用料の納付時期や受付申請期間について、規則に基づく処理がされていない状況が見受けられた。適正な事務の執行について、早急に改善を図られるよう求める。</p>	<p>学校に対し、今回の監査結果と規則遵守について周知徹底を図りました。</p> <p>また、利用者に対しては、規則遵守について周知徹底を図るとともに、利用違反への対応を検討する旨についても周知いたしました。</p>